

間伐材供給促進事業実施要領

令和7年4月1日付7産労農森第22号
(一部改正) 令和8年5月1日付8産労農森第31号

(趣旨)

第1 間伐材供給促進事業の実施については、間伐材供給促進事業実施要綱（令和7年4月1日7産労農森第14号。以下「実施要綱」という。）及び間伐材供給促進事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日7産労農森第15号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業内容)

第2 事業内容については、実施要綱別表によるほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。

《造林補助事業等》

【森林作業道の作設】

1 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設（以下「構造物の作設」という。）

(1) 対象とする構造物

別表1のとおりとする。

(2) 補助の対象とする経費

別表1のとおりとする。

(3) 補助金額の上限

交付要綱別表2の補助金額の上限は、同一年度又は異なる年度に各々別に実施した場合においても、次のとおりとする。

一 実施要綱別表のアの(ア)のaの構造物の作設の細項目の設計等（①から③）について、係る経費の補助金額の合計額が1箇所あたり10,000千円を超えることはできない。

二 実施要綱別表のアの(ア)のaの構造物の作設の細項目の工事（④）について、単年度の事業計画期間内に完了する場合又は構造物を分割施工し複数年度に渡って実施した場合においても、係る経費の補助金額が1箇所あたり30,000千円を超えることはできない。また、複数年度に渡る場合は、必ず事業計画の各年度の2月末日までに完了するよう分割する。

(4) 委託による実施

実施要綱別表のアの(ア)のaの構造物の作設の細項目の①から④について、業務を委託して実施することができる。その場合において、委託に係る仕様書、積算内訳に係る資料を提出する。また、委託に係る経費のうち消費税は、補助の対象外とする。

2 森林作業道の作設等・木製構造物設置

(1) 事業区域に到達することを目的とする森林作業道を開設する場合は、森林作業道の作設が完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に事業区域内に到達し、事

業区域内において計画されている間伐を実施する。

- (2) 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
 - ア 1箇所（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
 - イ 改良の内容については、東京都森林作業道作設指針（平成23年4月1日付22産労農森第814号。以下「作業道作設指針」という。）第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
 - ウ 本事業において開設した森林作業道であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。
 - エ 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

- (3) 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、作業道作設指針第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

3 中間土場（仮置き場）の設置（以下「中間土場の設置」という。）

- (1) 中間土場は、間伐材搬出のための中間土場、一時仮置き場、資材等の置き場、機械又は車両等の転回場所として設置できる。
- (2) 中間土場の設置にあたり構造物の作設が必要な場合、第2【森林作業道の作設】の1の(1)、(2)及び(4)を準用する。
- (3) 補助金額の上限
1箇所あたりの補助金額の上限は、150千円とする。また、同一の森林作業道内に複数箇所に設置した場合、1箇所ごとに補助の対象とし、それごとの上限額とする。

【森林施業等】

1 間伐

- (1) 間伐において、不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積を行う場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 間伐は、当該施業の実施の前年度の末日から遡って5年以内に同一施行地において東京都造林補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 間伐は、伐採した立木を搬出した場合に補助対象とする。
なお、搬出した立木の出荷先は、A材は全て西多摩郡日の出町に所在する多摩木材センター協同組合が運営する原木市場（以下「原木市場」という。）とする。また、A材以外で、その他の市場、自家消費又は自社製材所等（以下「その他の市場等」という。）を出荷先とする場合は、事業計画に理由を添えて、承認を受ける。
- (4) 間伐を実施する場合の搬出材積は、搬出した丸太の材積とする。材積の確認方法については、第2【森林施業等】の3の(2)または(4)のとおりとする。

2 枝打ち

枝打ちの高さは地上8mを上限とする。

3 間伐材搬出

(1) 間伐材搬出の対象

ア 当該事業で伐採され、第2の1の(3)の原木市場又はその他市場に搬出するため、森林作業道等の一部に設置された中間土場等に集積された間伐材を対象とする。

イ アの中間土場等には、伐採した森林から集材し、森林作業道の敷地内を含む。

(2) 間伐材搬出の確認

ア 間伐材の搬出場所の確認については、土場等にて搬出された材の集積状況等の現地確認を原則1回以上行い、写真を撮影して記録しておく。ただし事業主体には、検査の立会い以外の集積状況等についても随時写真を撮影・保管するよう指導を行い、間伐の本数検査時点で確認する。

イ 補助事業者による間伐材の確認（計測、集計、写真撮影等）の方法については、第21の2のとおりとする。

(3) 間伐材搬出数量の最低要件

間伐材の搬出は、事業計画期間の単年度中に、実施要綱別表の事業規模で定める搬出材積を最低限度50m³/ha出荷する。

なお、事業規模で定める搬出材積（50m³/ha以上）には、間伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

(4) 取引伝票による確認

ア 3の(3)の原木市場又は1の(3)の規定により承認を受けたその他の市場等が作成した材積が記載された受け渡し伝票等（以下「取引伝票」という。）がある場合は、3の(2)のイの確認方法に代えて、当該取引伝票とすることができる。

イ 1の(3)の規定により承認を受けたその他の市場等に木材チップ工場があり、当該木材チップ工場が発行する荷受け伝票（以下「取引伝票」という。）が重量による記載の場合、次のとおり材積に換算することで、3の(2)のイの確認方法に代えて、当該取引伝票とすることができる。

$$[\text{伝票記載の重量} \times 1.3 = \text{材積 (m}^3\text{)}]$$

《搬出間伐林業機械導入事業》

1 対象とする機械、車両

搬出間伐林業機械導入事業（以下「機械導入事業」という。）の対象とする機械、車両は、次の各号に資するものとする。

- 一 森林作業道の作設
- 二 伐採、搬出等施業
- 三 材の搬出、運搬

2 補助の対象とする経費

補助の対象とする経費は、次の各号のとおりとする。

- 一 機械又は車両の本体の価格
- 二 納品又は納車までに係る運搬費

三 納品又は納車に係る諸雑費（整備費、燃料費、油脂、消耗品費等）
なお、消費税、登録手数料（代行経費を含む）、租税公課費は対象外とする。

3 対象車両の制限

材の搬出、運搬に資する運搬車両を導入する場合は、最大積載量2トン以上のトラック仕様とし、1補助事業者1台とする。

4 補助金額の上限

搬出間伐林業機械導入に係る補助金額の上限は、交付要綱第4の3の規定により承認された事業計画に記載された事業計画期間内の補助金額の合計額（当該事業計画に位置付けられた全ての事業メニューに係る補助金額の合計額をいう。）の2分の1以内とする。

5 導入効果等に係る調査（検証）への協力

搬出間伐林業機械導入事業により林業機械を取得した林業経営体は、当該機械の導入後における効果及び効率性に関する調査（検証を含む。）について、都知事から求めがあったときは、資料の提出、報告、関係書類の提示及び現地への立ち入りその他必要な協力を行わなければならない。

（事業計画）

第3 申請者は、交付要綱第4の1の規定により、間伐材供給促進事業事業計画書（別記様式第1号の1）を作成する。

2 事業計画を次のとおり区分する。

- 一 本事業の対象とする全体面積が10ヘクタール以上
- 二 本事業の対象とする全体面積が3ヘクタール以上、10ヘクタール未満以下、2つをまとめて事業計画区分という。

3 前項の呼称は次のとおりとする。

- 一 前項の第一号は、フルサイズ版事業計画（略称「フル版」）
- 二 前項の第二号は、ミニサイズ版事業計画（略称「ミニ版」）

4 全体事業計画は、事業期間を5か年とし、単年度ごとに区分して作成する。ただし、令和8年度を始期とする事業計画は、令和11年度を終期とする4か年とする。

5 事業計画の各年度の期間は、各年の4月1日からその翌年の2月末日までとする。ただし、期間の終了前に事業を完了した場合は、その完了日を終了とすることができる。また、その場合、同一年度内に別の事業計画を作成することができない。さらに、全体事業計画を5年より短い期間で終了した場合は、令和11年度中までの事業計画を再度作成することができない。

6 全体事業計画期間内は、事業計画区分間の変更ができない。

7 隣接しない事業計画区分のそれぞれ複数を対象として、一つの事業計画を作成することができる。

8 実施要綱別表の事業内容のうち、事業計画区分ごとの実施可能な事業は、次のとおりとする。

- 一 フル版は、アの造林補助事業等及びイの機械導入事業
- 二 ミニ版は、アの造林補助事業等

(事業区域)

第4 事業区域の要件は、次のとおりとする。

一 フル版

ア 森林法（昭和26年法律第249号、以下「森林法」という。）第11条の規定による森林経営計画の認定を受けている森林（以下「経営計画認定森林」という。）のみ又は経営計画認定森林及びその他事業による森林とで構成される森林とする。

なお、当該経営計画認定森林及び所有又は森林経営の委託等により管理する森林の全てを事業区域とする必要がなく、そのうちの一部で可とする。

(ア) 経営計画認定森林である森林は、次のとおりとする。

- a 当該森林経営計画の期間内に間伐施業の計画が立てられている森林とする。
- b 全体事業計画期間内に当該森林経営計画の期間が終了する場合は、継続して立てる森林経営計画の対象森林としなければならない。
- c 当該事業区域において継続する新たな森林経営計画を立てる場合には、必ず間伐施業の計画を立てなければならない。

(イ) その他の事業による森林は、次のとおりとする。

- a 公益社団法人東京都農林水産振興財団が実施する森林循環に資する花粉発生源対策事業（令和5年度以前の事業を含む）による主伐事業地及びその契約地の森林
- b 東京都環境局（受託した市町村を含む）が実施する森林再生事業の森林
- c 森林環境保全整備事業又は東京都造林補助事業で間伐等の施業を実施してから5年（事業完了年度の翌年度の初日から起算して5年）を経過していない森林
なお、事業計画期間内に5年を経過する場合は、本事業の間伐施業の対象とすることができる。
- d 間伐施業を実施した後、伐採した立木を林内から搬出しないで残置する切捨間伐（以下「切捨間伐」という。）施業又は保育間伐施業を実施する予定の森林
- e 広葉樹で構成される森林
- f その他間伐施業を実施した後、伐採した立木を林内から搬出（以下「搬出間伐」という。）する対象ではない又はしない森林

イ 事業期間内に搬出間伐を実施する面積が、事業区域の全体面積の1/2を超える森林とする。

二 ミニ版

ア 全て経営計画認定森林とする。

イ 全て搬出間伐対象森林とする。

ウ 第一号のアの(イ)のその他の事業による森林を含まない。

(事業計画書の添付書類)

第5 交付要綱第4の2の(2)に規定する事業計画書の添付書類は、別表2事業計画書添付書類のとおりとする。

2 別表2のうち、4及び6から11については、必要な場合に限る。

(事業規模)

第6 実施要綱別表の事業規模で定める「1施行地」とは、接続する区域とする。

2 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が0.01ha以上であるものは除地とする。

(事業単価)

第7 本事業に使用する事業単価は、別表3事業単価のとおりとする。

2 事業単価は、毎年度改正をする。その場合、改正のあった年度の事業費等の変更に伴う交付要綱第5の規定による事業計画の変更の手続きは不要とする。

(事業費の算定、構造物の作設)

第8 対象とする経費は、次のいずれかとする。

一 森林作業道の作設の標準単価による森林作業道の幅員×延長での面積換算で算定する経費

二 第8の4による積算基準等による積算による実行経費

2 実施要綱別表の事業内容の項目のアの(ア)のaの構造物の作設及びcの中間土場の設置に係る経費のうち、実行経費の事業費の算定式は、次のとおりとする。

[実行経費(委託等に係る経費等(消費税を除く))]

3 前項の実行経費について、委託又は請負等により実施する場合は、委託又は請負業者等が発行した見積もり等に基づき契約した金額とする。

4 第1項の実行経費について、実施主体自らが直接実施する場合は、人件費を含む場合は、第11の人件費を対象とする場合とする。

5 第1項の実行経費について、実施主体自らが直接実施する場合は、次の書籍及び公表されてる資料(WEBサイトを含む)等との最新版を使用する。

(1) 労務歩掛

一 東京都建設局が発行する積算基準

二 治山林道必携(積算・施工編)

三 その他橋梁の施工の積算に関する歩掛を掲載した資料

(2) 資材単価

一 建設物価

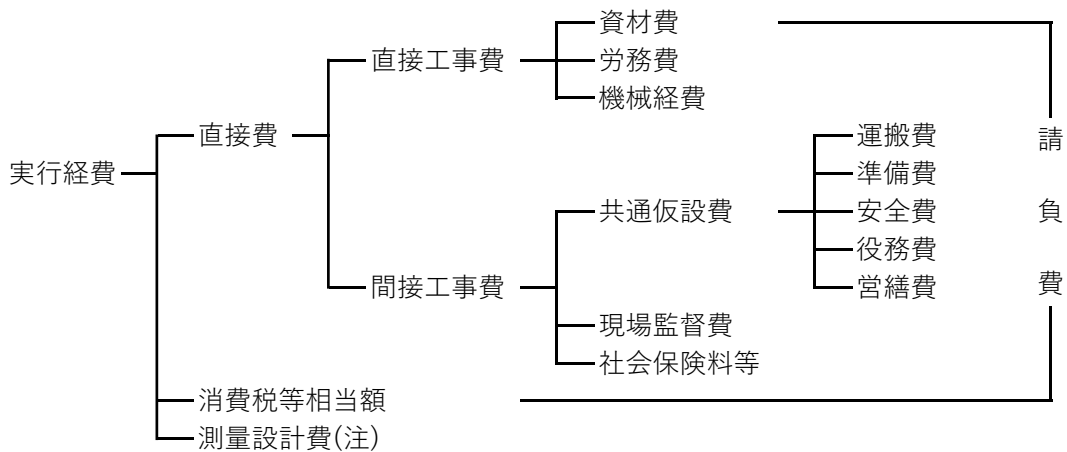
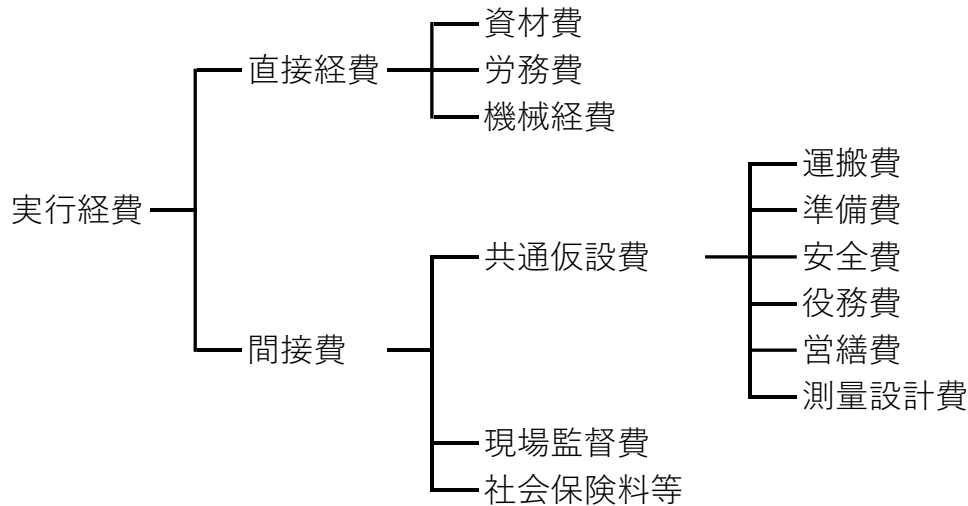
二 積算資料

三 その他建築、建設、土木工事等に関する資材の単価を掲載した資料

(3) 実行経費

実行経費は、次に掲げる経費とする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



(事業費の算定、間伐等)

第9 実施要綱別表の事業内容の項目のうちアの(ア)のbの森林作業道の作設等、cの中間土場の設置に係る経費のうち事業単価の場合、(イ)のaの間伐、(イ)のbの枝打ち及び(イ)のcの間伐材搬出については、項目ごとに別表3事業単価を使用して事業費を算定する。事業単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。間接費率は、別表4社会保険等の加入状況による間接費率のとおりとする。

2 事業費の算定式は、次のとおりとする。査定係数については、交付要綱別表2によるものとする。

$$[\text{実施内容の各項目の計画事業量} \times \text{事業単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times \text{査定係数} / 100]$$

3 前項の計画事業量に使用する単位は、事業内容の項目ごとに別表5事業内容の項目ごとの単位のとおりとする。

(事業費の算定、機械導入事業)

第10 実施要綱別表の事業内容の項目のイの機械導入事業の事業費は、次のとおりとする。

[第2の《搬出間伐林業機械導入事業》の2の各号の経費の合計（消費税を除く）]

2 前項の機械又は車両の本体価格等は、製造会社又は販売取扱店等が発行した見積もりによる価格とする。

（人件費を対象とする場合）

第11 第8の3において、人件費を対象とする場合は、別紙1「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

2 対象とする経費については、次のいずれか早い方の期日までに支払いが確認できるものとする。

- 一 当該事業計画の単年度分の計画が終了する末日
- 二 事業実施に係る当該年度内

（事業計画の承認申請）

第12 申請者は、交付要綱第4に規定する事業計画は、東京都森林事務所に提出する。

（事業計画の承認）

第13 知事は、別表6事業計画チェックリストのとおり各事項の要件を満たすことを確認し、事業計画を承認する。

2 知事は、事業計画書の承認にあたって、必要な条件を付することができる。

（事業計画の変更）

第14 実施主体は、交付要綱第9による補助金の変更申請の際に、事業変更計画書を添付する場合は、別途事業計画の変更申請を要しない。

（補助金交付申請書の作成及び提出）

第15 申請者は、補助金交付申請書（交付要綱別記様式第4号）を用いて、補助金の交付申請を行うものとする。なお、申請に当たっては、必要に応じて別表7補助金交付申請書添付書類で定める書類を添付する。

2 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ申請者に主要測点の復元を求め、検査する。

3 間伐、枝打ちに係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載する。

（補助金の返還）

第16 実施要綱別表の事業内容の項目のアの(ア)のaの事業区域と林道等との接続のための構造物の作設について、設置した構造物が事業計画期間内に当該事業目的で使用することができなくなった場合又は適正な管理を行うことができなくなった場合は、当該交付を受けた補助金相当額の返還を求めることができる。ただし、自然災害等に起因する

やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

- 2 実施要綱別表の事業内容の項目のアの(ア)のbの森林作業道の作設等、(イ)のaの間伐又はbの枝打ちに係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。
- 3 知事は、実施要綱別表の事業内容の項目のイの林業機械導入事業について、補助事業者に対して、次の各号に該当する場合は、当該交付を受けた補助金相当額の返還を求めることができる。ただし、自然災害等に起因するやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
 - 一 当該事業計画期間内に第4の事業計画区分のフル版の要件を満たさなくなった場合
 - 二 対象となる機械又は車両について、取得した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に事業目的で使用することができなくなった場合
 - 三 対象となる機械又は車両について、取得した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に適正な管理を行うことが出来なくなった又は行われていない場合
 - 四 第30の規定による使用状況報告が提出されていない場合

(遂行状況報告)

- 第17 補助事業者は、交付要綱第13の間伐材供給促進事業遂行状況報告書（交付要綱別記様式第7号）に間伐材供給促進事業遂行状況報告書別紙（別記様式第3号）を添付する。
- 2 補助事業者は、当該年度の事業の遂行状況について、各四半期の末日までの状況を翌月の10日までに提出する。
 - 3 各四半期の末日までに事業が完了している場合は、それ以降の遂行状況報告は不要とする。

(中間検査願い)

- 第18 補助事業者は、実施要綱別表の事業内容の項目のアの造林補助事業等について、施業等が完了した場合、間伐材供給促進事業中間検査願い（森林作業道・中間土場）（別記様式第4号の1）、間伐材供給促進事業中間検査願い（枝打ち・間伐）（別記様式第4号の2）及び間伐材供給促進事業中間検査願い（間伐材搬出）（別記様式第4号の3）を知事に提出し中間検査を受けることができる。
- 2 前項による中間検査願いの添付書類は、別表8中間検査願い添付書類のとおりとする。
 - 3 補助事業者は、実施要綱別表の事業内容のイの機械導入事業について、補助事業者の事業区域内又は補助事業者の事務所等の敷地内等に納品又は納車があった場合、速やかに間伐材供給促進事業中間検査願い（搬出間伐林業機械導入事業）（別記様式第4号の4）を知事に提出し中間検査を受けなければならない。また、知事は、当該検査の結果を間伐材供給促進事業（搬出間伐林業機械導入事業）中間検査・立会い確認（別記様式第4号の4別紙）に取りまとめるものとする。
 - 4 中間検査は、東京都造林補助事業竣工検査内規（以下、「検査内規」という。）により行うものとする。

(検査員)

- 第 19 知事は、補助事業者から、第 19 の規定による間伐材供給促進事業中間検査願いが提出されたとき、あらかじめ指名した東京都森林事務所の検査員による検査を行う。
- 2 実施要綱別表の事業内容の項目のアの(ア)のbの森林作業道の作設等・木製構造物設置、アの(ア)のcの中間土場(仮置き場)の設置、アの(イ)のaの間伐、アの(イ)のbの枝打ち及びアの(イ)のcの間伐材搬出に係る検査員は、事業区域が所在する市町村等を管轄する検査員とする。また、検査員は、東京都造林補助事業検査内規に従い検査を行う。
 - 3 実施要綱別表の事業内容の項目のアの(ア)のaの事業区域と林道等との接続のための構造物の作設及びイの搬出間伐林業機械導入事業に係る検査員は、森林事務所森林産業課造林担当とする。
 - 4 2及び3に関わらず、事情により相互の検査を行うことができる。

(機械導入事業の確認)

- 第 20 機械導入事業に係る機械の納品及び車両の納車の確認は、補助事業者の事業区域の現地又は補助事業者の事務所等の敷地内等で行う。
- 2 検査員は、事業計画書、事業承認通知書又は交付決定通知書に記載された機械又は車両であることを確認する。
 - 3 2の確認の方法は、機械又は車両の型式、仕様、製造会社の刻印の入ったプレート及び立会いの状況の写真とする。

(補助事業者による確認)

- 第 21 実施要綱別表の事業内容の項目のアの(ア)の森林作業道の作設の事業実績については、別紙2間伐材供給促進事業における森林作業道の作設に係る現地確認による。
- 2 実施要綱別表の実施内容の項目のアの(イ)のcの間伐材搬出の事業実績については、別紙3-1間伐材供給促進事業における間伐材搬出に係る現地確認による。

(実績報告)

- 第 22 補助事業者は、交付要綱 15 の間伐材供給促進事業実績報告書(交付要綱別記様式第9号)に間伐材供給促進事業実績報告書別紙(別記様式第5号の1)を添付する。その他の添付書類は、別表9実績報告書添付書類のとおりとする。

(検査)

- 第 23 実施要綱別表の事業内容の項目のアの造林補助事業等に係る検査は、1 施行地ごとに、交付申請のあった当該年度内に行うとし、書類確認及び現地確認により行う。
- 2 検査員は、検査した事項を記した竣工検査調書(別記様式第6号の1から4、以下「検査調書」という。)を作成し、これに署名する。
 - 3 検査員は、検査調書をもとに審査し、検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、不合格又は一部不合格である旨を間伐材供給促進事業検査不合格通知書(別記様式第7号)により申請者に通知する。

- 4 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における検査員の指示する一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。
- 5 審査に用いた検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書（第3項における署名を含む）のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 6 検査員は、検査に当たっては前各項によるほか、その具体的な手順や内容等を示した検査内規により検査を行うものとする。

（補助金額の算定、構造物の作設）

第24 実施要綱別表の事業内容の項目のうちアの(ア)のaの構造物の作設及びcの中間土場の設置に係る経費のうち、実行経費の事業費の算定式は、次のとおりとする。

[支払い済み（人件費については予定額を含む）の実行経費（委託等に係る経費等（消費税を除く））×補助率]

- 2 補助事業者は、前項において、委託等により実施した場合、委託等の契約に係る仕様及び積算についての根拠資料を提出する。

（補助金額の算定、間伐等）

第25 実施要綱別表の事業内容の項目のうちアの(ア)のbの森林作業道の作設等、cの中間土場の設置、及び実施要綱別表(イ)のaからcの森林施業等に係る経費のうち、事業単価の事業費の算定式は、次のとおりとする。

[第9の2の事業費×補助率]

- 2 実施要綱別表の事業内容の項目のうちアの(イ)のaの間伐において、複数の施行地から搬出された材積を個別に確認できない場合、施行地面積の按分により事業単価を採用する。
- 3 前項の実施事業量の単位は、事業内容の項目ごとに別表5事業内容の項目ごとの単位のとおりとする。

（補助金額の算定、機械導入事業）

第26 実施要綱別表の事業内容の項目のうちイの機械導入事業については、補助金額の算定式は、次のとおりとする。

[支払い済みの第2の《搬出間伐林業機械導入事業》の2の各号の経費の合計（消費税を除く）×補助率]

（立木売買収入）

第27 補助事業者は、自らが所有していない立木を伐採した場合、その立木の所有者に対し、原木市場での売買収入を支払う。

- 2 前項において、補助事業者は、間伐材供給促進事業支払い明細書（別記様式第8号）により、支払先ごとの明細を作成し、支払い完了後に領収書を受領する。

（補助金の経理等）

第 28 第 21 の 1 の現地確認は、東京都の担当職員が施行地に赴き確認する。必要に応じて申請者又は補助事業者が管理する本事業に係る経理に関する通帳、領収書及び帳簿等の関係書類も併せて確認するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付申請に係る書類、前項に規定する経理関係書類及びその他証拠書類については、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、補助事業者は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。

- 一 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿
- 二 施行地ごとの施行台帳
- 三 補助金及び経費明細書

なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書を森林所有者等に通知する。

3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(使用状況報告)

第 29 補助事業者は、交付要綱第 13 の 2 の間伐材供給促進事業使用状況報告書（交付要綱別記様式第 8 号）に間伐材供給促進事業使用状況報告書別紙（別記様式第 9 号）を添付する。

(伐採届)

第 30 補助事業者は、経営計画認定森林において、森林経営計画の施業の計画を立てている場合、森林法第 15 条の規定による森林経営計画に係る森林の伐採等の届出書を認定権者に提出し、その写しを知事に提出する。ただし、森林経営計画の認定権者が知事である場合は、不要とする。

(維持管理)

第 31 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体は速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うものとする。

2 森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳（別記様式第 10 号）を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

(補助金の交付関係事務に関する特記事項)

第 32 知事は、申請者又は補助事業者の申し出があり、かつその内容が妥当であると知事が認めるときは、補助金の額を減額することができる。

2 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、申請者又は補助事業者に対し必要な指導及び助言を行い、必要に応じ関係書類の提出を求めることができるものとする。

3 森林事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号に掲げる事務を行ったとき、各々

の通知文の写しを添付し、間伐材供給促進事業に係る補助金の交付決定（報告）（別記様式第 11 号）により、農林水産部長宛てに報告することとする。

- 一 補助金の交付決定
- 二 補助金の額の確定

- 4 所長は、補助事業者より都に提出された個人情報、台帳及びGPSデータについて、森林計画関係情報の提供に関する取扱要領(平成26年3月3日付25産労農森第896号)の規定に準じて取扱うものとする。

(その他)

第33 機械導入事業の実施に当たっては、車両保険への加入を基本とする。

- 2 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。
- 3 事業主体は、都が運用する森林経営管理支援システムの搬出間伐に係るデータ収集のため、森林作業道線形シミュレーション、搬出間伐作業工程調査、等の現地実証業務に協力する。
- 4 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。また、事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとする。
- 5 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、都はGISや森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。
- 6 知事は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてGIS等で管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。
- 7 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

補助事業等に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している補助事業等を除き、以下の方法によることとする。

1. 補助事業等に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
 - ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該補助事業等に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該補助事業等のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

- (2) 一の補助事業等だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 実績単価による算定方法

補助事業等に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。
- ・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。
- ・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。
- ・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法
出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する(した)(年間総支給額 + 年間法定福利費)} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の(1)により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該補助事業等に従事した場合は、(2)により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

(1) 原則

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

(2) 時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外に従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該補助事業等及び自主事業等における時間外に従事時間数の合計。

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

		(4月)		所属 ○○○部 ××課		役職 ○○○○		氏名 ○○ ○○		時間外手当支給対象者か否か														
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容			
	1				← A →				← B →														A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
	2				← A →				← A →			← C →										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開業打ち合わせ		
	3				← D →				← B →			← A →										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備		
	4				← A →																		A(9.5h)○○調査現地調査	
	5				← A →				← D →														A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業	
	.																							
	.																							
	.																							
	30																							
	31																							
		勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印										A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業					合計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)					

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該補助事業等の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないように適切に管理すること。)
- ③ 当該補助事業等に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・補助事業等の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・補助事業等の実施にあたり、休日出勤(例：土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給してない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該補助事業等における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該補助事業等のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該補助事業等以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該補助事業等の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。

別紙2—1 間伐材供給促進事業における森林作業道の作設に係る現地確認

補助事業者自らが森林作業道の作設について確認し、知事あてに報告する方法について、以下に定める。

1 測点

測点は、森林作業道の起点、終点及び分岐点に設置する。また、その他の測点は、線形、地形地物の変化点ごとに設置し、直線部が20mを超える場合は、適宜測点を設置する。

2 計測

(1) 測点間の計測

測点間の計測は、センチメートル単位（cm以下切捨て、mの小数点以下第3位切捨て）で斜距離を計測し、高低角により水平距離を算出する。計算式は以下のとおりとする。

$$[\text{斜距離} \times \cos(\text{高低角}/360) = \text{水平距離}]$$

※この計算式による結果の桁の処理も計測と同じとする。

(2) 木製構造物の計測

路側側、山側、路体内に設置した木製構造物の計測は、使用した原木の長さをセンチメートル単位（(1)と同様）で計測する。

3 記録

(1) 2により測点間を計測した結果について、別紙2-2により斜距離、高低角を記録し、水平距離、高低差を算出する。

(2) 木製構造物は、2の測点間の測量成果による森林作業道の線形を作図した図面に、最近接の測点ができるように位置、原木の長さ、高さを記録する。

4 写真撮影

東京都造林補助事業写真撮影基準（令和5年3月30日付4産労農森第1206号）に準じて、撮影の記録を行う。

5 留意事項

この規定は、森林作業道の作設について、路体内に埋設する木製構造物の設置に検査員が現地に立ち会えないこと、森林作業道の開設時の施工状況の確認が必要なことから、補助事業者が適確に計測、記録し、写真撮影を行うことにより、滞りのない確認が行えるよう定めている。

このことから、全ての計測、記録、写真撮影が漏れなく行われるよう常に確認をし、適切でない場合は、補助の対象とならないことに留意する。

別紙3-1 間伐材供給促進事業における間伐材搬出に係る現地確認

補助事業者自らが間伐材の搬出について確認し、知事あてに報告する方法について、以下に定める。

1 計測

(1) 1箇所に集積された原木の計測

中間土場等に集積された1本1本全ての原木について、末口径を2センチメートルごとで計測し、末口側の幹部にチョーク等で計測値を記入する。

長さは、2、3、4 m等の整数とする。

(2) 搬出単位（はい積み）ごとの計測

同径、同長のものをまとめた場合は、個々の計測を省略することができる。その場合において、最低1本には、(1)と同様計測値を記入する。

※出荷する単位ごとに計測し、まとめておくのが効率的

2 記録

(1) 1により原木を計測した結果について、別紙3-2により本数、材積等の数量を記録する。

(2) 材積は、材の末口の二乗に長さを乗じて算出又は同程度の精度をもって算出するものとする。個々の計算の単位は、 m^3 を単位とし小数点以下第3位を切捨て、集計後の単位は、 m^3 を単位とし小数点以下第2位を切り捨てる。

※記録にNo.をつけておくのが効率的

3 写真撮影

東京都造林補助事業写真撮影基準（令和5年3月30日付4産労農森第1206号）に準じて、撮影の記録を行う。2 記録にて記録した材積との照合ができるように管理する。

(1) 計測値の撮影

ア 立てて斜面に立て掛けている状態の場合

原木の末口部分を上にし、計測値が見えるよう揃える。

イ 中間土場等で横伏せの状態の場合

原木の末口部分を一列に揃え、上向きに計測値が見えるよう並べる。

ウ イの状態を積み重ねる場合

一段一段を撮影する。

エ 長さの撮影

赤白ポール、測幹ポール、リボンテープ、巻き尺、コンベックス又は縦断測量用箱尺等を添えて撮影する。

※出荷する単位ごとにまとめておくのが効率的

(2) 積込み作業の撮影

運搬用の車両及び積込み作業用重機等が同じ画郭内に収まるように撮影する。

(3) 積込み作業終了の撮影

原木の積込み時に運搬用の車両、原木の積み荷及び車体番号（ナンバープレート）が同じ画郭内に収まるよう撮影する。原木の積み荷は、安定するよう末口側が揃っている必要はない。

(4) 荷下ろし作業の撮影

出荷先での荷下ろし作業時に運搬用の車両、原木の積み荷及び車体番号（ナンバープレート）が同じ画郭内に収まるよう撮影する。

(5) 荷下ろし完了の撮影

荷下ろし後にはい積みされた原木を撮影する。

(6) 多摩木材センター協同組合の原木市場への搬入

(4)及び(5)についての撮影は不要とする。

4 留意事項

この規定は、間伐材搬出について、その多くに検査員が現地に立ち会えないことから、補助事業者が適確に計測、記録し、写真撮影を行うことにより、滞りのない搬出が行えるよう定めている。

このことから、全ての計測、記録、写真撮影が漏れなく行われるよう常に確認をし、適切でない場合は、補助の対象とならないことに留意する。

別紙 3-2 間伐材供給促進事業 間伐材搬出の確認、計測の記録

補助事業者名

所在

年月日

管理番号

No.	樹種	径	長さ	本数(本)	材積(m ³)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
計					
※小数点以下第2位切り捨て					

別表1 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設

事業内容 ((1) 間伐材供給促進事業)

項目	細項目	事項
ア 造林補助事業等		
	(ア) 森林作業道の作設	
	a 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設（以下「構造物の作設」という。）	
	対象とする構造物	(a) 橋梁の架設に係る構造物（橋台、橋脚、床板、欄干、その他付帯構造物） (b) 森林作業道の山側、路側側に設置する構造物（路側擁壁、山側土留、その他付帯構造物）
	補助の対象とする経費	① 調査 構造物の作設箇所に係る土地、河川の状況、道路の接続、法令等の規制といった調査に係る費用とする。 ② 測量 森林作業道の線形、構造物の作設位置、取付け道路との接続等に係る測量に係る費用とする。 ③ 設計 ①及び②の成果により、取付けする道路の改修、構造物の設計に係る費用とする。
	工事	④ 施工 ③により、構造物の作設、設置、施工に係る費用とする。

別表 2

事業計画書添付書類

1	事業計画箇所位置図、案内図	市町村の全域（1/50,000等）を表示した図面に事業区域の位置を表示する。
2	施業図	森林経営計画に添付されている1/5,000～1/10,000に施業区域を表示する。 間伐施業地、土場の位置、橋梁の架設位置等年度ごとに色別に表示する。 【本事業実施要領別記様式第1号の2施業図】
3	森林作業道整備線形図	森林経営計画に添付されている1/5,000～1/10,000に年度ごとに色別に表示する。既設の森林作業道は実線、計画している線形を破線で表示する。
4	森林作業道復旧理由説明資料	森林作業道の復旧を実施する場合、森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料とする。
5	森林経営計画書	森林経営計画認定書の写し、森林経営計画書（事業計画区域に係る森林現況、図面を含む）の写し、その他必要とする資料の写しとする。また、本事業により計画されている間伐、森林作業道整備について、森林経営計画の変更認定が必要な場合、変更認定がされていないときは、当該認定請求書の写しとする。
6	事業費の根拠資料	次の各事業内容について、事業費の算定の根拠（見積もり書及び積算した資料）となる資料とする。 (1) 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設積算については、下記を参考とする。 (2) 搬出間伐林業機械導入事業 機械及び車両について、本体価格、諸経費、手数料、運搬費、消費税、租税等が区別され、納入期日が明記されている見積書とする。
7	許認可	立木の伐採又は土地の形質の変更行為等に係る制限のある場合は、その許認可に係る申請、許可の見込み又は許認可済の写しとする。
8	他事業との調整	事業計画区域内に他事業に係る森林があり、当該森林内で森林作業道整備を実施する場合は、他事業者と調整を行った結果を証する書類とする。
9	事業区域等に係る土地所有者の一覧	事業区域内及び事業区域外から接続するための森林作業道の作設を実施する敷地の土地に、自らが所有する以外の土地が含まれる場合、「事業区域等に係る土地所有者の一覧」を作成する。ただし、森林経営計画対象森林を除く。 【本事業実施要領別記様式第1号の3事業区域等に係る土地所有者の一覧】
10	土地所有者であることを証する書類	9で作成した一覧の土地について、次のいずれかの書類とする。 (1) 登記事項証明書の写し (2) 課税証明書等の写し
11	土地使用承諾書	9で作成した一覧の土地について、土地所有者との契約又は土地使用承諾書の写しとする。また、立木の売買収入の支払いに係る協定書又は契約書の写しとする。

記 積算する場合

実施主体自らが直接実施する場合は、次の書籍及び公表されてる資料（WEBサイトを含む）等との最新版を使用する。

(1) 労務歩掛

- 一 東京都建設局が発行する積算基準
- 二 治山林道必携（積算・施工編）
- 三 その他構造物の施工の積算に関する歩掛を掲載した資料

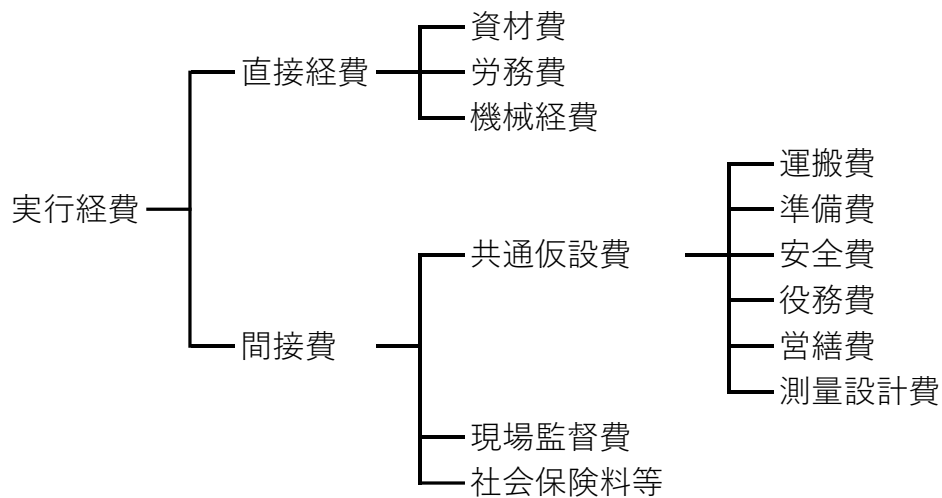
(2) 資材単価

- 一 建設物価
- 二 積算資料
- 三 その他建築、建設、土木工事等に関する資材の単価を掲載した資料

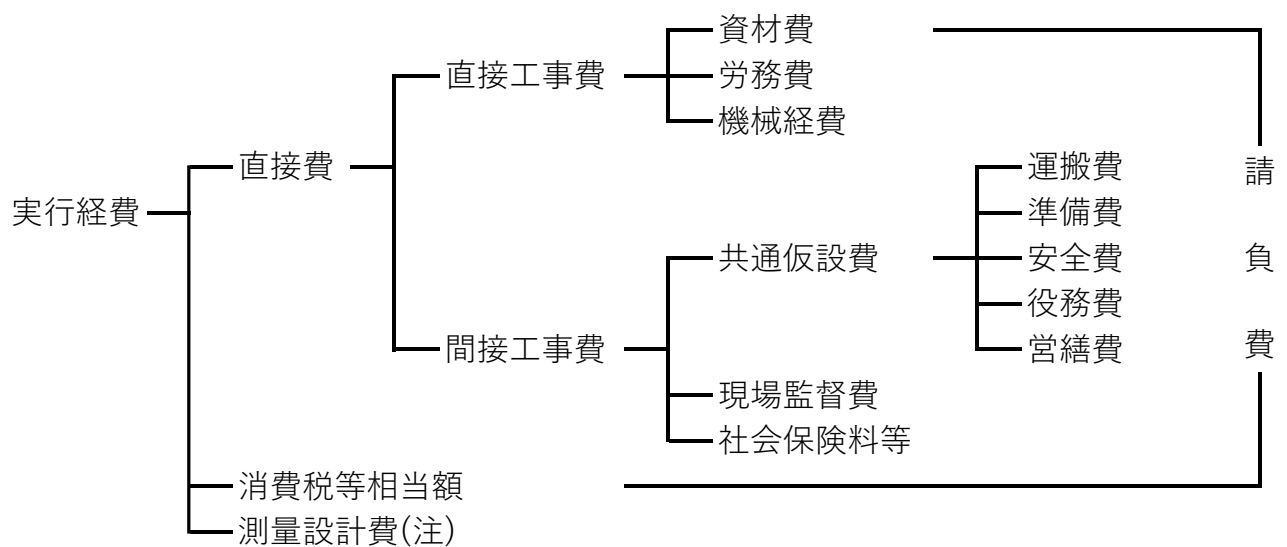
(3) 実行経費

実行経費は、次に掲げる経費とする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



別表 3

間伐材供給促進事業に係る事業単価

共通仮設費込み、間接費を除く

森林作業道の作設

開設	3,000	円/m
改良	3,000	円/m
木製構造物	3,000	円/m
中間土場	1,000	円/m ²

森林施策等

間伐	(下表参照)	円/ha (haあたりの搬出材積による)
枝打ち	(下表参照)	円/ha
間伐材搬出	11,218	円/立方m

枝打ち

(円/ha)

区分	枝打高の範囲							
	1~2m	1~3m	1~4m	2~3m	2~4m	3~4m	4~6.5m	6.5~8m
1,000本/ha	131,348	287,715	462,846	156,367	331,498	175,131	467,630	510,197
1,500本/ha	197,022	431,572	694,269	234,550	497,247	262,696	701,757	765,442
2,000本/ha	262,696	575,430	925,692	312,734	662,996	350,262	935,260	1,020,395
2,400本/ha	315,235	690,516	1,110,831	375,280	795,595	420,314	1,122,562	1,224,224

間伐

(伐採率 20%)

(円/ha)

区分	m ³ /ha →	材積範囲																
		50~60m ³	61~70m ³	71~80m ³	81~90m ³	91~100m ³	101~110m ³	111~120m ³	121~130m ³	131~140m ³	141~150m ³	151~160m ³	161~170m ³	171~180m ³	181~190m ³	191~200m ³		
		造材	集材															
定性	チェーンソー	車両		744,131	854,804	965,477	1,076,149	1,186,822	1,297,495	1,408,169	1,518,842	1,629,515	1,740,187	1,850,860	1,961,533	2,072,206	2,182,878	2,293,552
定性	チェーンソー	架線		911,018	1,052,088	1,193,157	1,334,226	1,475,295	1,616,365	1,757,436	1,898,505	2,039,574	2,180,643	2,321,713	2,462,782	2,603,852	2,744,921	2,885,990
定性	プロセッサ	車両		662,510	758,371	854,233	950,093	1,045,954	1,141,816	1,237,676	1,333,537	1,429,399	1,525,259	1,621,120	1,716,982	1,812,843	1,908,703	2,004,565
定性	プロセッサ	架線		829,397	955,655	1,081,913	1,208,170	1,334,427	1,460,685	1,586,943	1,713,201	1,839,458	1,965,715	2,091,973	2,218,231	2,344,489	2,470,746	2,597,003

間伐

(伐採率 30%)

(円/ha)

区分	m ³ /ha →	材積範囲																
		50~60m ³	61~70m ³	71~80m ³	81~90m ³	91~100m ³	101~110m ³	111~120m ³	121~130m ³	131~140m ³	141~150m ³	151~160m ³	161~170m ³	171~180m ³	181~190m ³	191~200m ³		
		造材	集材															
定性	チェーンソー	車両		811,406	922,079	1,032,752	1,143,424	1,254,098	1,364,771	1,475,444	1,586,117	1,696,790	1,807,462	1,918,135	2,028,808	2,139,482	2,250,154	2,360,827
定性	チェーンソー	架線		978,293	1,119,363	1,260,432	1,401,501	1,542,571	1,683,640	1,824,711	1,965,780	2,106,849	2,247,918	2,388,988	2,530,058	2,671,127	2,812,196	2,953,265
定性	プロセッサ	車両		729,785	825,647	921,508	1,017,368	1,113,230	1,209,091	1,304,951	1,400,813	1,496,674	1,592,534	1,688,396	1,784,257	1,880,118	1,975,979	2,071,840
定性	プロセッサ	架線		896,672	1,022,930	1,149,188	1,275,445	1,401,703	1,527,960	1,654,218	1,780,476	1,906,733	2,032,991	2,159,248	2,285,506	2,411,764	2,538,021	2,664,279
列状	チェーンソー	車両		780,833	891,506	1,002,179	1,112,851	1,223,524	1,334,198	1,444,871	1,555,544	1,666,217	1,776,889	1,887,562	1,998,235	2,108,908	2,219,581	2,330,254
列状	チェーンソー	架線		947,720	1,088,790	1,229,859	1,370,928	1,511,997	1,653,067	1,794,138	1,935,207	2,076,276	2,217,345	2,358,415	2,499,485	2,640,554	2,781,623	2,922,692
列状	プロセッサ	車両		699,212	795,073	890,935	986,795	1,082,656	1,178,518	1,274,378	1,370,239	1,466,101	1,561,961	1,657,822	1,753,684	1,849,545	1,945,406	2,041,267
列状	プロセッサ	架線		866,099	992,357	1,118,615	1,244,872	1,371,129	1,497,387	1,623,645	1,749,903	1,876,160	2,002,417	2,128,675	2,254,933	2,381,191	2,507,448	2,633,705

別表 4

社会保険等の加入状況による間接費

【現場監督費】事業単価に対して現場監督費率21%

①労務管理費	④保険料	⑦福利厚生費
②安全訓練等費	⑤従業員給料手当	⑧事務用品費
③租税公課	⑥退職金	⑨通信交通費

【法定福利費】実績報告時に提出された社会保険等の加入実態調査表の点数に基づく

施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等の加入状況に応じ、(A)に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、(B)に示す率を決定

(A)

保険名		点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点
計		25点

(B)

平均点数	法定福利費率
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

別表5 事業内容の項目ごとの単位

項目	単位	備考
ア 造林補助事業等		
(ア) 森林作業道の作設	メートル	小数点以下第2位を切捨て
(イ) 森林施業等		
a 間伐	ヘクタール	小数点以下第3位を切捨て
b 枝打ち	ヘクタール	小数点以下第3位を切捨て
c 間伐材搬出	立方メートル	小数点以下第2位を切捨て
イ 搬出間伐林業機械導入事業	台	整数

別表 6

事業計画チェックリスト

		項目	チェック内容
事業計画全般			
1	森林経営計画	認定を受けている者であるか？ (属人) 大臣認定、市町村	大臣、知事、〇〇市長、〇〇町長、〇〇村長
		認定期間は適切か？ 交付申請日との整合は？	令和 年 月 日～令和 年 月 日
		変更認定が必要か？ 必要である場合、いつまでに変更認定されるか？	変更認定が必要 変更認定請求日 (見込み) 変更認定日 (見込み)
2	事業計画	事業計画期間は適切か？	《複数年度》 令和7年度から令和11年度の5年間 (令和8年度から令和11年度の4年間) 《単年度》 交付決定時(概ね5月頃)から2月末日まで
		所在は適切か？	適切な表記、修正する必要あり
		林班は適切か？	適切な表記、修正する必要あり
		○事業区域面積 事業区域面積は適切か？	フル版：10ha以上、ミニ版：3ha以上 実測済み、森林経営計画認定面積 (森林境界明確化事業実施済み)
		フル版の場合、間伐(搬出)施業の面積が1/2以上か？	
		○間伐材搬出 出荷先は、多摩木材センター協同組合原木市場となっているか？	
		○間伐材搬出 出荷先は、その他は適切か？	
事業計画の実施内容			
1	森林作業道の作設	(1) 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設 添付書類の森林作業道整備線形図、積算資料等と一致しているか？	適切である、修正する必要あり
		(1) 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設 積算資料についての詳細の確認が必要か？	適切である、確認に時間が必要である、修正する必要あり
		(1) 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設 補助金額が上限額を超えていないか？	調査、測量、設計の3つの業務の合計 10,000千円/箇所 施工 30,000千円/箇所
		(2) 森林作業道の作設等 添付書類の森林作業道整備線形図と一致しているか？	線形図の計画量と各年度の計画量とが一致している、一致していない(修正する必要あり)
		(3) 中間土場(仮置き場)の設置 添付書類の森林作業道整備線形図と一致しているか？	線形図の計画量と各年度の計画量とが一致している、一致していない(修正する必要あり)
		(3) 中間土場(仮置き場)の設置 積算又は森林作業道単価による場合とのどちらか？	積算、森林作業道単価(幅員×延長)
		(3) 中間土場(仮置き場)の設置 補助金額が上限額を超えていないか？	150千円/箇所
2	森林施業等	(1) 間伐 施行地の面積は適切か？	1施行地0.05ha以上
		(1) 間伐 事業実施期間内に施業が可能な面積となっているか？	
		(2) 枝打ち 施行地の面積は適切か？	1施行地0.05ha以上
		(2) 枝打ち 事業実施期間内に施業が可能な面積となっているか？	
		(3) 間伐材搬出 間伐の計画面積と搬出材積は適切か？	搬出する材積は、原則多摩木材センターに出荷される、毎年度50立方m/ha以上の搬出材積
		(3) 間伐材搬出 事業実施期間内に搬出が可能な材積となっているか？	
		(3) 間伐材搬出 その他の出荷先は適切か？	どのような材(明らかなB材、C材又はそれ以外)をその他に出荷する、不明であるがその他に出荷する → 多摩木材センター協同組合原木市場

3	搬出間伐林業機械導入事業	機種を選定・台数は適切か？	機械導入の妥当性を確認するため、以下の事項について申請者に対するヒアリングを実施 ・現有機械及び導入機械に対するオペレータ数（必要に応じ、雇用計画や育成体制を含む） ・当該現場で想定している作業システム（機械の配置・役割分担） ・当該現場における作業量との整合性
		森林作業道の規格（幅員等）に合った機械及び車両か？	事業区域内の森林作業道の規格（幅員等）は 2～2.5 m → 0.25クラスから0.40クラス未満 3～4 m → 0.45、0.50クラス
		搬出材の運搬トラックは、2トンクラス以上か？ 1台のみか？	2トンクラス以上、1台
		補助金額が上限額を超えていないか？	事業計画期間内における補助金額の合計額の2分の1以内
		導入効果等に係る調査（検証）に協力できるか？	

添付書類

1	事業計画箇所位置図、案内図	市町村全域の地図（1/50,000等）を使用しているか？	縮尺：1/
2	施業図	森林経営計画に添付されている図面を使用しているか？	
		縮尺は、1/5,000～1/10,000か？	縮尺：1/
		間伐施業地が年度ごとに色別に表示されているか？	修正する必要なし、修正する必要あり
		土場の位置が表示されているか？	修正する必要なし、修正する必要あり
		森林作業道の構造物、橋梁等の作設位置等年度ごとに色別に表示されているか？	修正する必要なし、修正する必要あり
4	森林作業道整備線形図	森林経営計画に添付されている図面を使用しているか？	
		縮尺は、1/5,000～1/10,000か？	縮尺：1/
		年度ごとに色別に表示されているか？既設の森林作業道は実線、計画している線形を破線で表示されているか？	修正する必要なし、修正する必要あり
5	森林作業道復旧理由説明資料	森林作業道の復旧が計画されている場合、作設から3年以上経過しているか？	該当なし、5年以上経過、5年未満
		森林作業道の復旧が計画されている場合、その必要性が確認できる資料が添付されているか？	該当なし、必要性あり、必要性なし
		森林作業道の復旧が計画されている場合、その必要性を認められるか？	該当なし、認められる、認められない
6	事業費の根拠資料	(1) 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設の計画があるか？	
		(1) 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設積算に使用した根拠資料は適切か？	根拠資料：積算基準、治山林道必携 その他（ ）
		(1) 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設積算に使用した資材単価は適切か？	根拠資料：建設物価（ 年 月号） 積算資料（ 年 月号）
		(1) 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設積算に使用した労務単価は適切か？	根拠資料：国土交通省公表
		(2) 搬出間伐林業機械導入事業の計画があるか？	
		(2) 搬出間伐林業機械導入事業見積りに本体価格、諸経費、手数料、運搬費、消費税、租税等が区分されているか？	
		(2) 搬出間伐林業機械導入事業見積りの期限は適切か？	
		(2) 搬出間伐林業機械導入事業納期はいつまでか？	納期：令和 年 月 日
7	許認可	保安林に指定されている森林の有無	保安林内立木伐採許可、届出保安林内作業行為許可
		自然公園区域内の森林の有無	自然公園法：特別保護地区、第1種、第2種、第3種、普通地域
		その他立木の伐採、土地の形質の変更行為に係る制限のある森林の有無	自然環境保全地域
8	他事業との調整	事業計画区域内に他事業に係る森林があり、間伐施業を実施した後、伐採した立木を林内から搬出（以下「搬出間伐」という。）する対象ではない又はしない森林の有無	当該森林内で森林作業道整備を実施する場合は、他事業者と調整を行った結果を証する書類とする。
		公益社団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が実施する森林循環に資する花粉発生源対策事業（以前の事業を含む）の主伐事業地及びその契約地の森林	有、無
		東京都環境局（受託した市町村を含む）が実施する森林再生事業の森林	有、無
		森林環境保全整備事業又は東京都造林補助事業で間伐等の施業を実施してから5年を経過していない森林	有、無
		間伐施業を実施した後、伐採した立木を林内から搬出しないで残置する切捨間伐（以下「切捨間伐」という。）施業又は保育間伐施業を実施する予定の森林	有、無

9	事業区域等に係る土地の一覧	事業区域内及び事業区域外から接続するための森林作業道の作設を実施する敷地の土地に、自らが所有する以外の土地が含まれる場合、「事業区域等に係る土地所有者の一覧」を作成する。ただし、森林経営計画対象森林を除く。 【本事業実施要領別記様式第1号の3事業区域等に係る土地所有者の一覧】	有、無
10	森林又は土地の所有者であることを証する書類	9で作成した一覧の土地について、次のいずれかの書類とする。 (1) 登記事項証明書の写し (2) 課税証明書等の写し	有、無 9の一覧との突合
11	土地使用承諾書	9で作成した一覧の土地について、土地所有者との契約又は土地使用承諾書の写しとする。また、立木の売買収入の支払いに係る協定書又は契約書の写しとする。	有、無 9の一覧との突合
12	その他の市場等に出荷する理由書	その他の市場等（その他の市場、自家消費、自社製材所等）を出荷先とする場合は、理由が記載されているか？	その他の市場等に出荷する理由が適切か？ やむを得ない理由であるか？

別表 7

補助金交付申請書添付書類

1	事業計画箇所位置図、案内図	事業計画書に添付したものと同一場合は、添付不要とする。
2	施業図	同上 【本事業実施要領別記様式第1号の2施業図】
3	森林作業道整備線形図	同上
4	森林作業道復旧理由説明資料	同上
5	測量野帳	オルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じた画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含む。）以下同じ。）等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。 【本事業実施要領別記様式第2号の1測量野帳】
6	測量図	施業図と測量野帳が照合できない場合、提出すること。
7	誓約書	事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。 【本事業実施要領別記様式第2号の2誓約書】
8	使用印鑑届	交付申請時に有効な印鑑（登録）証明書の原本を提出することで、代替することができる。 【本事業実施要領別記様式第2号の3使用印鑑届】
9	その他知事が必要と認める関係書類	

1	測量野帳	オルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じた画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含む。）以下同じ。）等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。 交付申請時に添付したものと同一場合は、添付不要とする。 【本事業実施要領別記様式第2号の1測量野帳】
2	測量図	施業図と測量野帳が照合できない場合、提出すること。 交付申請時に添付したものと同一場合は、添付不要とする。
3	森林作業道チェックリスト等	森林作業道作設指針に即して作設されたものであることが確認できる書面とする。 【本事業実施要領別記様式第4号の5森林作業道チェックリスト】
4	安全チェックシート	「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を提出すること。 なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものであるとする。 ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。
5	環境負荷低減チェックシート	提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものであるとする。 ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。 【本事業実施要領別記様式第4号の6環境負荷低減チェックシート】
6	請求書の写し	（搬出間伐林業機械導入事業のみ）
7	領収書もしくは振込明細書等の写し	（搬出間伐林業機械導入事業のみ）
8	その他知事が必要と認める関係書類	

1	森林作業道チェックリスト等	中間検査を実施した場合は、添付不要とする。
2	現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表	直営施行等であって、年度当初に当該事業にかかわる現場労働者の社会保険等の加入状況を一括して確認できる場合等にあつては添付を省略することができる。 【本事業実施要領別記様式第5号の2現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表】
3	安全チェックシート	中間検査を実施した場合は、添付不要とする。
4	環境負荷低減チェックシート	中間検査を実施した場合は、添付不要とする。
5	その他知事が必要と認める関係書類	

別記様式第1号の1（第3の1関係）

間伐材供給促進事業（変更）計画書

申請者名

第1 事業区域の概要

所在 : 市・町・村 大字 字 番ほか別紙事業区域所在地一覧のとおり
林班 : 市・町・村 林班

事業区域面積

内訳 森林経営計画対象森林面積
○森林経営計画の認定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
○森林経営計画の認定権者 ア 農林水産大臣 イ 東京都知事 ウ 市町村の長
事業対象面積（搬出間伐実施面積）

事業計画区分 ア フル版（10ha以上） イ ミニ版（3ha以上）

面積の算定方法 ア 森林経営計画による見込み イ 事業対象で交付申請の予定の施行地について実測済み

間伐材搬出 出荷先 多摩木材センター協同組合原木市場（日の出町大久野） 備考（※材の区分等、A材、B材、C材（チップ用材））
その他 ア
イ
ウ

案内図

1/100,000の位置図に赤○丸で表示する。

画像ファイルで貼付するか、別紙で可

第2 事業費、補助金額集計表

(金額：円)

事業内容	年度	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		規模	事業費	補助金額	規模	事業費	補助金額	規模	事業費	補助金額
ア 造林補助事業等										
	(ア) 森林作業道の作設									
	(イ) 森林施業等									
	a 間伐									
	b 枝打ち									
	c 間伐材搬出									
イ 搬出間伐林業機械導入事業										
計			0	0		0	0		0	0

(金額：円)

事業内容	年度	令和10年度			令和11年度			合計		
		規模	事業費	補助金額	規模	事業費	補助金額	規模	事業費	補助金額
ア 造林補助事業等										
	(ア) 森林作業道の作設								0	0
	(イ) 森林施業等									
	a 間伐							0.00ha	0	0
	b 枝打ち							0.00ha	0	0
	c 間伐材搬出							0.00m ³	0	0
イ 搬出間伐林業機械導入事業										
計			0	0		0	0		0	0

第3 事業計画表
(令和〇年度3年目)

項目	細項目	事業計画													備考		
		小分類	区分	事業量	単位	事業費 (消費税込み) (円)	事業費 (円)	補助対象額 (円)	補助率	補助率 計算用	査定係数	補助金額 (円)	補助金額 (円) 千円単位	補助事業者負担分 (円)			
ア 造林補助事業等																	
(7) 森林作業道の作設																	
a 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設	設計等	構造物	構造物名	箇所		箇所		0	0	10/10	1.0		0	0	0	補助金額の上限額 10,000千円/箇所	
		小計		箇所	0	箇所	0	0	0	0			0	0	0	補助金額は、小計ごとに千円単位（以下切上げ）	
	工事	構造物	構造物名	箇所		箇所		0	0	10/10	1.0		0	0	0	補助金額の上限額 30,000千円/箇所	
		小計		箇所	0	箇所	0	0	0	0			0	0	0	補助金額は、小計ごとに千円単位（以下切上げ）	
	計				箇所	0	箇所	0	0	0			0	0	0		
	b 森林作業道の作設等・木製構造物設置	事業区域内	新設	延長		m		0	0	10/10	1.0	170	0	0	0	単位は、小数点以下第3位を切捨て	
			改良	延長		m		0	0	10/10	1.0	170	0	0	0		
			木製構造物	延長		m		0	0	10/10	1.0	170	0	0	0		
			小計	延長	0.00	m		0	0	0	0			0	0		
		事業区域外	新設	延長		m		0	0	10/10	1.0	100	0	0	0		
改良			延長		m		0	0	10/10	1.0	100	0	0	0			
木製構造物			延長		m		0	0	10/10	1.0	100	0	0	0			
小計			延長	0.00	m		0	0	0	0			0	0			
小計		新設	延長		m		0	0	0	0			0	0			
		改良	延長		m		0	0	0	0			0	0			
		木製構造物	延長		m		0	0	0	0			0	0			
		小計	延長	0.00	m		0	0	0	0			0	0			
c 中間土場（仮置き場）の設置	事業区域内			箇所		箇所		0	0	10/10	1.0	0	0	0	補助金額の上限額 150千円/箇所		
	事業区域外			箇所		箇所		0	0	10/10	1.0	0	0	0			
	小計			箇所	0	箇所	0	0	0			0	0	0			
計							0	0	0			0	0	0			
(7) 森林施業等																	
a 間伐	事業区域内		面積		ha		0	0	10/10	1.0	170	0	0	0	単位は、小数点以下第2位を切捨て		
	小計	面積	0.00	ha		0	0	0	0			0	0				
b 枝打ち	事業区域内		面積		ha		0	0	10/10	1.0	170	0	0	0			
	小計	面積	0.00	ha		0	0	0	0			0	0				
c 間伐材搬出 出荷先：多摩木材センター 協同組合原木市場	事業区域内 間伐施業地内		材積		立方m		0	0	10/10	1.0		0	0	単位は、小数点以下第2位を切捨て			
	事業区域内 間伐施業地外		材積		立方m		0	0	10/10	1.0		0	0				
	事業区域外 森林作業道敷地内		材積		立方m		0	0	10/10	1.0		0	0				
	事業区域外 森林作業道敷地内		材積	0.0	立方m		0	0	0	0		0	0				
c 間伐材搬出 出荷先：その他	事業区域内 間伐施業地内		材積		立方m		0	0	10/10	1.0		0	0			単位は、小数点以下第2位を切捨て	
	事業区域内 間伐施業地外		材積		立方m		0	0	10/10	1.0		0	0				
	事業区域外 森林作業道敷地内		材積		立方m		0	0	10/10	1.0		0	0				
	事業区域外 森林作業道敷地内		材積	0.0	立方m		0	0	0	0		0	0				
計							0	0	0			0	0		0		
イ 搬出間伐林業機械導入事業																	
○森林作業道の作設 ○伐採、搬出等施業 ○材の搬出、運搬 に資する機械又は車両	機械又は車両の種類	メーカー機種名等	仕様及び規格	台	単位												
				台	台		0	0	9/10	0.9		0	0		0		
				台	台		0	0	9/10	0.9		0	0	0			
				台	台		0	0	9/10	0.9		0	0	0			
				台	台		0	0	9/10	0.9		0	0	0			
				台	台		0	0	9/10	0.9		0	0	0			
				台	台		0	0	9/10	0.9		0	0	0			
計				台	0	台	0	0	0			0	0	0			
事業費計							0	0	0			0	0	0			

第3 事業計画表
(令和〇年度4年目)


項目	細項目	事業計画											備考	
		小分類	区分	事業量	単位	事業費 (消費税込み) (円)	事業費 (円)	補助対象額 (円)	補助率	補助率 計算用	査定係数	補助金額 (円)		補助金額 (円) 千円単位
ア 造林補助事業等														
(7) 森林作業道の作設														
a 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設	設計等	構造物	箇所	箇所	0	0	10/10	1.0	/	/	0	0	0	0
		小計	箇所	箇所	0	0	0	0	/	/	0	0	0	0
	工事	構造物	箇所	箇所	0	0	10/10	1.0	/	/	0	0	0	0
		小計	箇所	箇所	0	0	0	0	/	/	0	0	0	0
	計		箇所	箇所	0	0	0	0	/	/	0	0	0	0
	b 森林作業道の作設等・木製構造物設置	事業区域内	新設	延長	m	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/
			改良	延長	m	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/
			木製構造物	延長	m	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/
			小計	延長	0.00	m	/	0	0	/	/	0	0	/
		事業区域外	新設	延長	m	/	0	0	10/10	1.0	100	0	/	/
改良			延長	m	/	0	0	10/10	1.0	100	0	/	/	
木製構造物			延長	m	/	0	0	10/10	1.0	100	0	/	/	
小計			延長	0.00	m	/	0	0	/	/	0	0	/	/
小計		新設	延長	m	/	0	0	/	/	/	0	/	/	
		改良	延長	m	/	0	0	/	/	/	0	/	/	
		木製構造物	延長	m	/	0	0	/	/	/	0	/	/	
		小計	延長	0.00	m	/	0	0	/	/	0	0	/	/
c 中間土場（仮置き場）の設置	事業区域内	箇所	箇所	0	0	10/10	1.0	/	/	0	0	0	0	
	事業区域外	箇所	箇所	0	0	10/10	1.0	/	/	0	0	0	0	
	小計	箇所	箇所	0	0	0	0	/	/	0	0	0	0	
計				0	0	0	0	/	/	0	0	0	0	
(7) 森林施業等														
a 間伐	事業区域内	面積	ha	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/		
	小計	面積	0.00	ha	/	0	0	/	/	0	0	/	/	
b 枝打ち	事業区域内	面積	ha	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/		
	小計	面積	0.00	ha	/	0	0	/	/	0	0	/	/	
c 間伐材搬出 出荷先：多摩木材センター 協同組合原木市場	事業区域内 間伐施業地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	0	/	/		
	事業区域内 間伐施業地外	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	0	/	/		
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	0	/	/		
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	0.0	立方m	/	0	0	/	/	0	0	/	/	
c 間伐材搬出 出荷先：その他	事業区域内 間伐施業地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	0	/	/		
	事業区域内 間伐施業地外	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	0	/	/		
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	0	/	/		
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	0.0	立方m	/	0	0	/	/	0	0	/	/	
計				0	0	0	0	/	/	0	0	/	/	
イ 搬出間伐林業機械導入事業														
○森林作業道の作設 ○伐採、搬出等施業 ○材の搬出、運搬 に資する機械又は車両	機械又は車両の種類	メーカー機種名等	仕様及び規格	台	単位									
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	0	0	0	
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	0	0	0	
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	0	0	0	
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	0	0	0	
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	0	0	0	
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	0	0	0	
計				台	0	台	0	0	0	0	0	0		
事業費計						0	0	0	0	0	0	0		

第3 事業計画表
(令和〇年度5年目)

項目	細項目	事業計画											備考		
		小分類	区分	事業量	単位	事業費 (消費税込み) (円)	事業費 (円)	補助対象額 (円)	補助率	補助率 計算用	査定係数	補助金額 (円)		補助金額 (円) 千円単位	補助事業者負担分 (円)
ア 造林補助事業等															
(7) 森林作業道の作設															
a 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設	設計等	構造物	箇所	箇所	0	0	10/10	1.0	/	/	0	0	0	0	補助金額の上限額 10,000千円/箇所
		小計	箇所	箇所	0	0	0	0	/	/	0	0	0	0	補助金額は、小計ごとに千円単位（以下切上げ）
	工事	構造物	箇所	箇所	0	0	10/10	1.0	/	/	0	0	0	0	補助金額の上限額 30,000千円/箇所
		小計	箇所	箇所	0	0	0	0	/	/	0	0	0	0	補助金額は、小計ごとに千円単位（以下切上げ）
	計		箇所	箇所	0	0	0	0	/	/	0	0	0	0	
	b 森林作業道の作設等・木製構造物設置	事業区域内	新設	延長	m	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/	単位は、小数点以下第3位を切捨て
			改良	延長	m	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/	
			木製構造物	延長	m	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/	
			小計	延長	0.00	m	/	0	0	/	/	0	0	/	/
		事業区域外	新設	延長	m	/	0	0	10/10	1.0	100	0	/	/	
改良			延長	m	/	0	0	10/10	1.0	100	0	/	/		
木製構造物			延長	m	/	0	0	10/10	1.0	100	0	/	/		
小計			延長	0.00	m	/	0	0	/	/	0	0	/	/	
小計		新設	延長	m	/	0	0	/	/	/	/	0	/	/	
		改良	延長	m	/	0	0	/	/	/	/	0	/	/	
		木製構造物	延長	m	/	0	0	/	/	/	/	0	/	/	
		小計	延長	0.00	m	/	0	0	/	/	0	0	/	/	
c 中間土場（仮置き場）の設置	事業区域内	箇所	箇所	0	0	10/10	1.0	/	/	0	0	0	0	補助金額の上限額 150千円/箇所	
	事業区域外	箇所	箇所	0	0	10/10	1.0	/	/	0	0	0	0		
	小計	箇所	箇所	0	0	0	0	/	/	0	0	0	0		
計				0	0	0	0	/	/	0	0	0	0		
(7) 森林施業等															
a 間伐	事業区域内	面積	ha	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/	/		
	小計	面積	0.00	ha	/	0	0	/	/	0	0	/	/		
b 枝打ち	事業区域内	面積	ha	/	0	0	10/10	1.0	170	0	/	/	/		
	小計	面積	0.00	ha	/	0	0	/	/	0	0	/	/		
c 間伐材搬出 出荷先：多摩木材センター 協同組合原木市場	事業区域内 間伐施業地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	/	0	/	/	単位は、小数点以下第2位を切捨て	
	事業区域内 間伐施業地外	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	/	0	/	/		
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	/	0	/	/		
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	/	0	/	/		
小計		材積	0.0	立方m	/	0	0	/	/	0	0	/	/		
c 間伐材搬出 出荷先：その他	事業区域内 間伐施業地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	/	0	/	/	単位は、小数点以下第2位を切捨て	
	事業区域内 間伐施業地外	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	/	0	/	/		
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	/	0	/	/		
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	立方m	/	0	0	10/10	1.0	/	/	0	/	/		
小計		材積	0.0	立方m	/	0	0	/	/	0	0	/	/		
計				0	0	0	0	/	/	0	0	/	/		
イ 搬出間伐林業機械導入事業															
○森林作業道の作設 ○伐採、搬出等施業 ○材の搬出、運搬 に資する機械又は車両	機械又は車両の種類	メーカー機種名等	仕様及び規格	台	単位										
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	/	0	0		
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	/	0	0		
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	/	0	0		
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	/	0	0		
				台	台	0	0	9/10	0.9	/	/	0	0		
	計				台	0	台	0	0	9/10	0.9	/	/	0	0
事業費計					0	0	0	0	/	/	0	0	0		

施 業 図 (例)

市町村名	林小班	事業名	事業内容
施行地	樹種 (林齢)	規模 (ha,m,本)	所有者(住所、氏名)

申請番号	縮尺 $\frac{1}{\text{〇〇〇〇}}$
 <p>施業図添付</p>	

- 注1：施行地欄は該当する施行地に地番や林小班が複数ある場合、〇〇外の表記で足りるものとする。
- 注2：面積の確定は、原則実測とする。なお、過去の測量面積（図面）を用いることもできるが、その場合は、現地で測量杭等が確認できるよう竣工検査で検査員から求められた際に、主要測点が復元できるものとする。
- 注3：除地（1か所0.01ha以上）があるときは図示する。
- 注4：縮尺は、1ha未満は1/1,000、1～5haは1/3,000、5ha以上は1/5,000を目途とする。
- 注5：周辺の地形地物等の特徴を略記する。案内図か施業図いずれか一方は等高線入りが望ましい。
- 注6：間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
- 注7：有用広葉樹造林Ⅱ（伐採を伴う植栽）は、規模欄に植栽本数と、括弧書で伐採本数も記入する。
- 注8：様式は参考だが、事業内容、施業地、面積、縮尺は必須項目とする。
- 注9：所有者が複数人いる場合は、所有者名は必須項目とし、該当する所有者名をすべて記入する。
- 注10：案内図と施業図は兼ねることができる。

別記様式第2号の1 (別表7の5関係)

測 量 野 帳 (例)

整理番号	:									
事業地名	:						X累計	mm		
森林所有者	:						Y累計	mm		
測定者	:						水距累計	mm		
立会者	:						高度累計	mm		
測定年月日	:	年	月	日			精度 (/)			
摘要	:						面積	ha		
視準点		測定点	方位角	高低角	斜距離	水平距離	高低差	Y	X	Z
					m	m	m	mm	mm	mm
<hr/>										
<hr/>										
<hr/>										
<hr/>										

- 注1：整理番号は、原則として補助金交付申請書の申請番号と一致させる。
- 注2：事業地名は、字（大字）・地番を記載する。
- 注3：摘要は、事業の種類を記載する。
- 注4：面積の単位はhaとし、小数点以下第3位を切り捨て第2位に止める。
- 注5：角度の単位は度とする。長さの単位はmとし、小数点以下第2位を切り捨て第1位に止める。

誓約書

東京都知事 殿

間伐材供給促進事業費補助金交付要綱第6の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第19の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第20の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

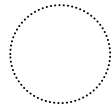
- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

使用印鑑届

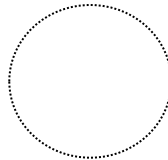
年 月 日

東京都森林事務所長 殿

住所
申請者
氏名



使用印鑑



私は、上記印鑑を東京都森林事務所との間における下記事項について使用いたします。

記

- ・間伐材供給促進事業補助金の交付申請、代金の請求及び受領に関する
こと。

別記様式第3号（間伐材供給促進事業実施要領第17の1に適用）

間伐材供給促進事業遂行状況報告書別紙

第1 事業総括表

間伐材供給促進事業

遂行状況

事業区分	事業種目	事業計画						備考
		内容	事業量	事業費				
					都	事業主体	その他	
			千円	千円	千円	千円		
東京都造林補助事業	森林作業道整備促進事業							規模
								金額
								実施済規模
		(進捗率)						実施済金額
		細計						
	小計							
	事業費計							

第2 事業種目別計画

(ア) 事業の実施概要

事業種目	事業内容	事業主体	備考
森林作業道整備促進事業			

(イ) 遂行状況

区分	当初計画	実施数量		備考
		実施済み	今後実施	
事業規模				執行率も記すこと
予算規模				執行率も記すこと

別記様式第4号の4（第18の3関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

間伐材供給促進事業中間検査願い
（搬出間伐林業機械導入事業）

このことについて、間伐材供給促進事業（搬出間伐林業機械導入事業）について、下記のとおり（納品・納車）があったので中間検査をお願いします。

記

- 1 事業名
間伐材供給促進事業のうち搬出間伐林業機械導入事業
- 2 納品・納車されたもの
別紙のとおり

別記様式第4号の4別紙（第18の3関係）

年度 間伐材供給促進事業（間伐林業機械導入事業）中間検査・立会い確認

補助事業者：

機械又は車両の種類	メーカー機種名	仕様及び規格	数量	納品・納車場所	納品・納車日	車体番号	立会い確認日	確認者氏名

<現地でのチェック項目>

名義確認（車検証等）

別記様式第4号の5（別表8の3関係）

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日： 年 月 日

開設する者：

森林の所在地：

施工延長：

検査日： 年 月 日

検査者：

区分	チェック項目	申請者	検査者
路線計画	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ④ 作設箇所は原則として35°未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑤ 急傾斜地の0字谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑦ 作設箇所について、やむを得ず35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。 ⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。	□	□
基本事項			

施工	幅員	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	縦断勾配	<p>① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。</p> <p>② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面侵食が起きやすくなること等を考慮する。</p> <p>③ 現地条件が良い場合は概ね10°以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね14°とする。</p> <p>④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	排水施設	<p>① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。</p> <p>③ 排水溝は、原則として開きよとする。</p> <p>④ 小溪流の横断は、原則として洗い越し施工とする。</p> <p>⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。</p> <p>⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。</p> <p>⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の浸食防止等の観点から横断排水施設を設置する。</p> <p>⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。</p> <p>⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	切土・盛土	<p>① 土質に応じた施工方法により実施する。</p> <p>② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。</p> <p>③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	切土	<p>① 切土高は1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。</p> <p>② 切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合が3分を基本として施工する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

盛土	<p>① 複数層に区分し、各層30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。</p> <p>② 盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。</p> <p>③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返したり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。</p> <p>④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。</p> <p>⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。</p>	□	□
曲線部	<p>林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。</p>	□	□
構造物等	<p>① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。</p> <p>② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。</p> <p>③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。</p> <p>④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。</p> <p>⑤ 2t積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。</p>	□	□
伐開	<p>① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。</p> <p>② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。</p> <p>③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。</p>	□	□
周辺環境への配慮	<p>人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。</p>	□	□
管理	<p>① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。</p> <p>② 森林作業道の管理主体を明確にする。</p>	□	□

別記様式第4号の6（別表8の5関係）

環境負荷低減チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他（ ）
記入日	年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	<input type="checkbox"/>
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	<input type="checkbox"/>
2	エネルギーの節減	<input type="checkbox"/>
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	<input type="checkbox"/>
3	害虫の発生防止	<input type="checkbox"/>
	害虫の発生防止・低減に努める。	<input type="checkbox"/>
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	<input type="checkbox"/>
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	<input type="checkbox"/>
4-	生物多様性への悪影響の防止	<input type="checkbox"/>
4-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	<input type="checkbox"/>
4-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	<input type="checkbox"/>
5-	環境関係法令の遵守等	<input type="checkbox"/>
5-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	<input type="checkbox"/>
5-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	<input type="checkbox"/>
5-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	<input type="checkbox"/>
5-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	<input type="checkbox"/>

2 事業計画及び実績

項目	細項目	事業計画							事業計画（変更）		都補助金 交付決定額	事業実績						備考
		小分類	区分	事業量	単位	事業費 (消費税込み) (円)	事業費 (円)	補助対象額 (円)	事業量	事業費		事業量	事業費 (消費税込み) (円)	事業費 (円)	補助対象額 (円)	補助率	都補助金額 (円)	
ア 造林補助事業等																		
(7) 森林作業道の作設																		
a 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設	設計等	構造物	構造物名	箇所		箇所		0	0									
		小計		箇所	0	箇所	0	0	0									
	工事	構造物	構造物名	箇所		箇所		0	0									
		小計		箇所	0	箇所	0	0	0									
	計				箇所	0	箇所	0	0	0								
	b 森林作業道の作設等・木製構造物設置	事業区域内	新設	延長	m			0	0									
			改良	延長	m			0	0									
			木製構造物	延長	m			0	0									
			小計	延長	0.00	m			0	0								
		事業区域外	新設	延長	m			0	0									
			改良	延長	m			0	0									
			木製構造物	延長	m			0	0									
小計			延長	0.00	m			0	0									
小計		新設	延長	m			0	0										
		改良	延長	m			0	0										
		木製構造物	延長	m			0	0										
		小計	延長	0.00	m			0	0									
c 中間土場（仮置き場）の設置	事業区域内			箇所		箇所		0	0									
	事業区域外			箇所		箇所		0	0									
	小計			箇所	0	箇所		0	0									
計								0	0	0								
(イ) 森林施業等																		
a 間伐	事業区域内	面積	ha			0	0											
	小計	面積	0.00	ha			0	0										
b 枝打ち	事業区域内	面積	ha			0	0											
	小計	面積	0.00	ha			0	0										
c 間伐材搬出 出荷先：多摩木材センター 協同組合原木市場	事業区域内 間伐施業地内	材積	立方m			0	0											
	事業区域外 間伐施業地内	材積	立方m			0	0											
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	立方m			0	0											
	小計	材積	0.0	立方m			0	0										
c 間伐材搬出 出荷先：その他	事業区域内 間伐施業地内	材積	立方m			0	0											
	事業区域外 間伐施業地内	材積	立方m			0	0											
	事業区域外 森林作業道敷地内	材積	立方m			0	0											
	小計	材積	0.0	立方m			0	0										
計								0	0	0								
イ 搬出間伐林業機械導入事業																		
○森林作業道の作設 ○伐採、搬出等施業 ○材の搬出、運搬 に資する機械又は車両	機械又は車両の種類	メーカー機種名等	仕様及び規格	台	単位													
				台	台			0	0									
				台	台			0	0									
				台	台			0	0									
				台	台			0	0									
				台	台			0	0									
計				台	0	台		0	0	0								
事業費計								0	0	0								

3 事業費内訳

項目	細項目	事業実績						事業費内訳				備考	
		小分類	区分	事業量	単位	事業費 (消費税込み) (円)	事業費 (円)	費目	項目	金額	内容等		
ア 造林補助事業等													
(7) 森林作業道の作設													
a 事業区域と林道等との接続のための構造物の作設	設計等			箇所		箇所							
		小計			箇所	0	箇所	0	0			0	
	工事				箇所		箇所						
		小計			箇所	0	箇所	0	0				
計			箇所	0	箇所	0	0						
c 中間土場（仮置き場）の設置	事業区域内			箇所		箇所							
	事業区域外			箇所		箇所							
	小計			箇所	0	箇所		0					
計			箇所	0	箇所		0						
イ 搬出間伐林業機械導入事業													
○森林作業道の作設 ○伐採、搬出等施業 ○材の搬出、運搬 に資する機械又は車両	機械又は車両の種類	メーカー機種名等	仕様及び規格	台		単位							
				台		台					0		
計				台	0	台		0		0			
事業費計								0		0			

中間土場（仮置き場）については、補助事業者が自ら実施した場合の実行経費とする。

年度 間伐材供給促進事業竣工検査調書
(森林作業道・中間土場)

番号	申請者	施業地					林小班				事業主体	所有者	作業種	延長(m)			面積 (ha)	育単 ・ 育複 別	査定 係数	検査 合否	検査年月 日	検査員氏名	備考	
		市町村	大字	字	地番	支番	林 班	準 林 班	小 班	枝 番				作業道	木製構造物 高さ0.7m以上	木製構造物 高さ0.35m以上 0.7m未満								
小計																								
合計																								

※施行地は1地番につき1行記入してください。1つの施行地に地番が複数ある場合は、すべて記入してください。
 ※所有者が複数人いる場合は、〇〇外の表記で足りるものとする。

別記様式第6号の4（第23の2関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

間伐材供給促進事業中間検査願い
（搬出間伐林業機械導入事業）

このことについて、間伐材供給促進事業（搬出間伐林業機械導入事業）について、下記のとおり（納品・納車）があったので中間検査をお願いします。

記

- 1 事業名
間伐材供給促進事業のうち搬出間伐林業機械導入事業
- 2 納品・納車されたもの
別紙のとおり

別記様式第6号の4 (第23の2関係)

年度 間伐材供給促進事業竣工検査調書

(間伐林業機械導入事業)

補助事業者：

機械又は車両の種類	メーカー機種名	仕様及び規格	数量	納品・納車場所	納品・納車日	車体番号	検査 合否	検査年月日	検査員氏名

<現地でのチェック項目>

名義確認 (車検証等)

年 月 日

殿

年度間伐材供給促進事業検査不合格通知書

年 月 日付けにて申請があった 年度間伐材供給促進事業に
要した経費の補助について、検査を行ったところ不合格となりましたので、その
旨通知いたします。

記

森林の所在	
申請者名	
施業内容	
検査日	
通知内容	不合格 ・ 一部不合格 ・ 指示
検査員 職・氏名	

年度 間伐材供給促進事業支払い明細

番号	施行地				林小班			売払い代金						手数料			支払額 (円)	支払 年月日	備考	
	市町村	大字	字	地番	林班	小班	枝番	径 (cm)	長 (m)	本数 (本)	材積 (m ³)	haあたり 価格(円)	売払い代金 (円)	事務手 数料 (円)						計
計																				

注：地番ごとに区分できない場合は、搬出した単位、はい積みした単位でまとめて記載する。

補助事業者：

1 ○○年度

機械又は車両の種類	メーカー機種名	仕様及び規格	数量	納品・納車日	主な使用場所	写真確認

2 ○○年度

機械又は車両の種類	メーカー機種名	仕様及び規格	数量	納品・納車日	主な使用場所	写真確認

3 ○○年度

以下同様

森林作業道台帳

												市町村名			
台帳整理番号		路線名			所在地			森林作業道に係る管理者							
森林作業道												管理者年月日	所在地	名称	
年度	開設延長 (m)	改良 (災害) 延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (円)	査定係数	補助金 (円)	接続道路の状況				交通災害保険加入状況				
							区分	路線名	幅員 (m)	管理者名	保険の種類				
											保険会社の名称				
											加入年月日				
											制札・標柱の有無	有・無			
											ゲート有無	有・無			
認定計画						造林実績				森林作業道に係る受益者		森林作業道に係る実施主体			
森林経営計画	当初認定番号		認定年月日			年度	造林種	事業費	補助金	住所	氏名	実施年月日	所在地	名称	
	変更認定番号 (第1回)		認定年月日												
	変更認定番号 (第2回)		認定年月日												
	変更認定番号 (第3回)		認定年月日												
	変更認定番号 (第4回)		認定年月日												
			認定年月日												
			認定年月日												
			認定年月日												
			認定年月日												
			認定年月日												
			認定年月日												
保安林等	保安林種類		面積		森林所有者氏名		作業許可	申請年月日		造林補助事業事前計画書	申請年月日				
								許可年月日			申請者				

添付書類 森林作業道に係る補助金申請時に使用した位置図、施業図についても提出してください。

番 号
年 月 日

農林水産部長

森林事務所長
(公印省略)

間伐材供給促進事業に係る補助金の交付決定について（報告）

年 月 日付 第 号により事業計画を承認した間伐材供給促進事業に係る補助金について、下記のとおり交付決定したので、間伐材供給促進事業実施要領（令和 年 月 日付 産労農森第 号）第32の3の規定により、写しを添えて報告します。

記

- 1 実施主体
- 2 補助金の交付決定
補助金額

※「額の確定」で使用する場合、「交付決定」を「額の確定」に変更すること。